

指名停止措置の概要

番号	商号又は名称、代表者名 本社等所在地	指名停止の期間	筑西市建設工事等指名停止等 措置要綱該当条件	理由	備考
1	クレハ建設株式会社 関東支店 支店長 日渡 一浩 茨城県つくば市筑穂1-15-9	令和8年4月21日から 令和8年7月20日まで (3か月)	(建設業法違反行為) 第2条、別表第2第12項(2) (3か月以上9か月以内)	クレハ建設株式会社は建設業法第3条第1項の許可受けずに建設業を営む者との間で、同法施行令第1条の2第1項に規定する額を超える下請け契約を締結し、当該事実が同法第28条第1項第6号に該当するとして、国土交通省東北地方整備局から令和7年12月22日付けで営業停止処分を受けた。 このことは、筑西市建設工事等指名停止等措置要綱第2条「別表第2第12項第2号」に該当する。	